

大阪府サービス管理責任者等研修  
修了証書の亡失・き損時等の取扱いについて

1 趣旨

大阪府知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）の実施した大阪府サービス管理責任者等研修（以下「研修」という。）の修了証書の亡失・き損時等の取扱いに関しては、これに定めるところによる。

2 交付に際しての取り扱い

- (1) 修了証書を亡失し、又はき損し使用に耐えなくなった場合において、研修修了者より証明の願いがあり、当該研修を修了し修了証書の交付を受けた事実が確認できる場合には、指定研修事業者は、本取扱いに定める証明書を研修修了者本人に対して交付するものとし、修了証書の再発行は行なわない。  
なお、修了証書のき損により証明書を交付する際には、き損した修了証書を回収の上で廃棄するものとする。
- (2) 証書の交付にあたっては、婚姻等を理由とする氏名の変更は原則行わないものとする。
- (3) 令和元年度以降に実施した大阪府サービス管理責任者研修（専門コース別研修を除く）を修了し、修了証書を交付した者より大阪府児童発達支援管理責任者研修の修了証書の交付願いがあり、研修修了時に児童発達支援管理責任者研修の受講要件を満たしていた事実が確認できる場合には、指定研修事業者は、初回の申請に限り児童発達支援管理責任者研修の修了証書を研修修了者本人に対して交付するものとする。
- (4) 令和元年度以降に実施した大阪府児童発達支援管理責任者研修（専門コース別研修を除く）を修了し、修了証書を交付した者より大阪府サービス管理責任者研修の修了証書の交付願いがあり、研修修了時にサービス管理責任者研修の受講要件を満たしていた事実が確認できる場合には、指定研修事業者は、初回の申請に限りサービス管理責任者研修の修了証書を研修修了者本人に対して交付するものとする。

3 交付方法

- (1) 指定研修事業者が研修修了者より研修修了証書交付証明等願（修了証書の亡失・き損時等の取扱い様式 1）を受理した上で、研修修了証書交付証明書（修了証書の亡失・き損時等の取扱い様式 2）及び修了証書（大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱別紙 1 及び別紙 2）を交付するものとする。なお、修了証書には、「〇〇研修を〇〇年〇〇月〇〇日に修了したことを証します。」と記載すること。
- (2) 当該指定研修事業者が研修事業をすでに廃止している場合、若しくはその他の理由により対応が不可能な場合には、大阪府が管理する修了者名簿への記載により確認できる際には、大阪府知事が研修修了者より研修修了者名簿記載証明等願（修了証書の亡失・き損時等の取扱い様式 3）を受理した上で、研修修了者名簿記載証明書（修了証書の亡失・き損時等の取扱い様式 4）及び修了証書（大阪府サービス管理責任者等研修事業者指定要綱別紙 1 及び別紙 2）を交付するものとする。なお、修了証書には、「〇〇研修を〇〇年〇〇月〇〇日に修了したことを証します。」と記載する。